

令和3年8月〇日

生徒の皆さんへ

大阪市立北稲中学校
校長 山咲 進一

オンライン授業における著作権や肖像権等に関する注意点について

コロナウイルス感染症拡大による休業等の措置となり、皆さんの「学びを保証」するために授業を『オンライン授業』で実施することとなった場合の「著作権や肖像権等に関する注意事項」注意点についてお知らせします。

以下の注意事項を必ず守るようにしてください。そして『オンライン授業』が安心して実施できるように、皆さんも協力してください。

※ 以下の注意事項を守らない場合、不正な行為とみなされ、社会的に処分を受ける可能性もありますので注意してください。

＜注意事項＞

- 学校から配信された授業（「Teams」の動画や教材その他）に関する著作権は、学校に帰属しています。また、授業では第三者の著作物を利用する場合がありますが、これは、授業において必要と認められる範囲で利用することが、著作権法35条により例外的に認められていることからです。
- 生徒の皆さんが、学校から配信された授業の内容をカメラ等で撮影したり、コピーして友人や他人に渡したり、インターネット等にアップロードしたり、その他の目的以外に利用したりすることは、著作権法上禁止されています。
- 万が一、上記のような行為を行った場合には、先生及び第三者の著作権を侵害することになり、著作権者から差止や損害賠償請求を受けるだけでなく、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられるおそれがあります。
- また、先生及び授業に参加している生徒の皆さんの肖像権やプライバシー権、個人情報を侵害することも違法行為になります。